

ジョイントアカウントの課税関係

日本では開設できませんが、英米圏ではジョイントアカウント (Joint Account) (共同名義預金口座) を開設することができます。これは複数人名義で開設された銀行口座のことで、夫婦や親子など親族で作成するのが一般的ですが、友人や知人と作成することもできます。個人主義が強い米国で、共同名義の口座が利用されていることについては意外な印象もありますが、先日、必要があって調べる機会があったので紹介したいと思います。

英米圏では、相続が発生した時に相続財産を取得するには「プロベイト」という裁判所の検認手続が必要となります。このプロベイトには時間もコストもかかり、ケースによっては数年間、銀行口座が凍結されたままということもあるそうです。一方で、ジョイントアカウントを開設し、「生存者権利取得口座」に設定しておく、プロベイトを経ずに共同名義人が自動的に残高を引き継ぐことができます。そのため、ジョイントアカウントは遺産分割が決まらずに口座からお金を引き出せないといった事態を回避するために活用されています。

例えば米国人の夫と日本人の妻が、米国でジョイントアカウントを開設した場合に、日本の贈与税や相続税、所得税の観点からどのような論点があるでしょうか。

ジョイントアカウントは、一方の口座名義人の署名だけで自由にお金の引き出しができるのが特徴です。ジョイントアカウントを開設すること自体は贈与の問題は生じません。夫婦共同名義預金口座に夫からの入金があっても、その段階では妻に贈与税が課税されることはありません。しかしながら、妻が引き出して妻名義で投資に充てたり、高額な買い物をしたり、妻単独名義の口座にお金を移管した場合は、夫から妻への贈与となります。例外は、生活費相当額を引き出すようなケースです。生活費相当額は非課税財産なので課税されません。夫の相続が発生した場合にも、共有名義ということで単純に1/2だけを相続財産に計上す

るのは問題があります。口座への拠出割合相当額が相続財産となるので、口座への拠出が実質的に夫のみの場合は、全額が相続財産に該当することになります。所得税の観点からは、利子所得の帰属の論点もあります。こちらも、口座への拠出が実質的に夫のみの場合は、夫の利子所得と考えられます。

米国ハワイ州の銀行で開設されたジョイントアカウントが、遺産分割の対象となるかどうかについて争いとなった事例があります。平成26年11月20日の東京高裁の判決によれば、ジョイントアカウントは、相続税法上の相続財産に該当するが、私法上の相続財産には該当しない(=遺産分割の対象ではない)ことが明らかにされました。

本件では、

- ・被相続人と相続人である配偶者が米国ハワイ州でジョイントアカウントを開設していた。
- ・被相続人は、金融資産の4/10を配偶者に、6/10を先妻の子に相続させる旨の遺言を作成していたところ、ジョイントアカウントについても、遺言の記載通りに分割すべきか否かが争いとなりました。

東京高裁は、

- ・財産の権利関係は口座を開設したハワイ州法に基づき判断すべきである。
- ・ハワイ州法によると、ジョイントアカウントで共同名義人の一人が死亡した場合は、他の名義人が自動的に口座を引き継ぐことになるので、私法上の相続財産には該当しないという判断をしています。

その結果、ジョイントアカウントの残高は全額妻が相続することとなりました。相続税の申告では、ジョイントアカウントの残高のうち、被相続人の拠出割合相当額が相続税の課税対象となります。

参考資料：東京高裁判例ほか